

「臨時休校」の判断時間及び判断基準について

令和 8 年 9 月
粕屋町教育委員会

対象となる警報	
【大雨関連の警報】	レベル 5：大雨特別警報、土砂災害特別警報 レベル 4：大雨危険警報、土砂災害危険警報
【その他の警報】	暴風(特別)警報、暴風雪(特別)警報、大雪特別警報

1. 【前日以前に判断するケース】		
判断時間	判断基準	協議方法等
前日以前	上記警報発令の有無にかかわらず、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により、危険性がある場合、臨時休校とする。	教育委員会・校長会が協議の上、決定。 スクリレ、文書等で周知する。
2. 【当日に判断するケース】		
午前 6 時 00 分	上記警報のいずれか 1 つでも発令された場合、臨時休校とする。	教育委員会・校長会が協議の上、決定。 午前 6 時 30 分までにスクリレで周知する。
	上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により登校時の危険性がある場合、臨時休校とする。	
在校中に警報が発令された場合	上記警報のいずれかが 1 つでも発令された場合は、保護者が迎えに来るまで <u>学校預かり</u> 。又は <u>地域の実情に応じた下校方法を学校と教育委員会で検討する。</u>	スクリレ等で周知する。
3. 「震度 5 弱以上」の地震の場合		
放課後から次の登校開始前までに発生	臨時休校とする。	教育委員会・校長会が協議の上、決定。 スクリレで周知する。
登校中に地震が発生し、学校に到着した場合	原則として、保護者が迎えに来るまで学校預かり。 スクリレ等で周知する。	
在校中に地震が発生した場合		
下校中に地震が発生し、学校に戻った場合		

4. その他

- 教育委員会及び校長会の協議の結果、上記の基準等によらない場合があります。
- レベル 3：大雨警報、土砂災害警報及び大雪警報については、天候の見通し、影響等を考慮し、上記に準じて判断します。
- 上記の基準は全小中学校を対象とした判断としますが、校区の地理的状況や気象状況で想定される災害が異なる場合、災害の程度が大きく異なる場合は、校長会等と協議を行い判断します。
- 休校にならなくなった場合でも、気象状況や地域の状況を確認し、保護者で安全に登校できることを確認してから登校させてください。
- 安全に登校することが可能であるか心配される場合は、学校に連絡の上、安全が確認できてから登校させてください。（小学生は保護者同伴での登校をお願いします。）
- 臨時休校の場合は、学童保育所も閉所いたします。